

平成28年7月12日(火)

産経新聞

号外

産業経済新聞(サンケイ)  
THE SANKEI SHIMBUN  
発行所 ©産業経済新聞東京本社2016  
〒100-8077東京都千代田区大手町1-7-2  
☎ 東京(03)3231-7111(大代表)



# 中国支配認めず



12日、仲裁裁判所の裁定を前に、フィリピン・マカティの中国領事館前で繰り広げられた中国への抗議デモ(AP)

## 南シナ海 国際法初の判断 仲裁裁「九段線 根拠なし」

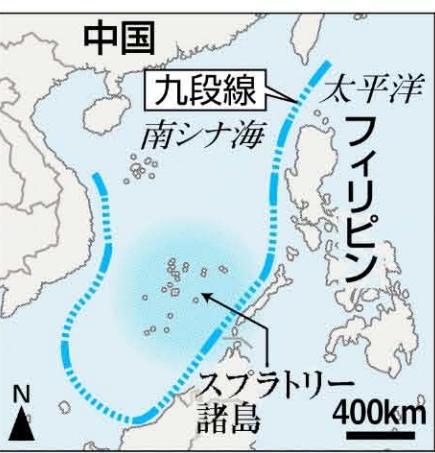
【ベルリン=宮下日出男】南シナ海をめぐる中国の主張や行動は国連海洋法条約違反などとしてフィリピンが申し立てた仲裁手続きで、オランダ・ハーグの仲裁裁判所は12日、中国が「歴史的権利」として主張する「九段線」について国際法上の根拠は認められないとの裁定を公表した。南シナ海のほぼ全域の主権を主張して強引に進出する中国に対し、初めて国際法に基づく判断が下された。

裁定は、南シナ海で実効支配の拡大を目指す中国側の主張を退ける内容。中国は一貫して裁定を無視する姿勢だ。罰則など強制的に裁定に従わせる手段はないが、国際社会が司法判断の尊重を求める圧力を高めるのは必至。中国の立場は苦しくなる一方、南シナ海情勢は一段と緊迫化する可能性がある。

中国が「歴史的権利」として南シナ海のほぼ全域を取り囲む形で主張する「九段線」については、仲裁裁判所は管轄権を留保していたが、今回の裁定で中国の主張を退けた。

今回の仲裁は2013年1月、フィリピンの申し立てを受けて開始。中国は参加を拒否したが、仲裁裁判所は昨年10月、15項目の訴えのうち7項目で管轄を認め、同11月に中国抜きで口頭弁論を開いていた。

仲裁は海洋法条約で海洋紛争を解決する手段の一つとして指定されており、全当事者が受け入れなくてはならない。裁定は最終的な判断のため、上訴はできない。



仲裁は海洋法条約で海洋紛争を解決する手段の一つとして指定されており、全当事者が受け入れなくてはならない。裁定は最終的な判断のため、上訴はできない。

産経新聞  
購読のお申し込みは

0120-34-4646

産経ニュース

<http://www.sankei.com>